

# 札幌市保育人材支援センター運営業務（令和8年～10年度） 企画提案説明書

## 1 業務名

札幌市保育人材支援センター運営業務（令和8年～10年度）

## 2 業務概要

平成28年度に設立した「札幌市保育人材支援センター さぽ笑み」（令和3年度に「札幌市保育士・保育所支援センター」から改称。以下「さぽ笑み」という。）は、支援対象職種の拡大、マッチングシステムの導入、合同施設説明会・面接会等を実施したほか、センターの市内中心部への移設、開所時間の拡大など、機能強化、利便性の向上を図り、札幌市の保育人材確保の拠点化を推進してきたところである。

令和8年度からは、令和7年度の事業内容を基礎としながらも、さらなる運営改善等を図り、保育士等の求職者と保育事業者のマッチングを丁寧かつ迅速に進め、採用数を向上させることで「保育人材の確保」を推進していく。

## 3 業務内容

別紙「企画提案仕様書」のとおり。

※契約時には、企画提案の内容をふまえ、別途、「仕様書」を作成するものとする。

## 4 業務委託期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

※契約締結日は令和8年3月を予定

## 5 契約限度額

総額125,526千円（単年41,842千円×3年）（消費税及び地方消費税を含む。）

※この金額は現時点での予算規模を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

## 6 企画提案を求める事項

### (1) 基本的認識に関するここと

札幌市における保育人材確保に関する取組や、保育士職等の処遇等の現状・課題等に関して基本的な認識を示すこと。

### (2) 業務遂行能力に関するここと

業務の計画性や組織体制、同様の業務実績、引継ぎ等を具体的に示すこと。

また、さぽ笑みに置く「事業責任者(センター長)」「職業紹介責任者」「保育士再就職支援コーディネーター」「保育士キャリアアドバイザー」は実務の核となる職員であることから、想定する人物、略歴等を示すこと。

### (3) 運営の工夫及び年間目標採用数

さぽ笑みの機能強化、利便性の向上等により、登録求職者数・保育事業者数・採用数いずれも、効果が出つつある一方で、さらなる採用数の増加のためには、潜在保育士の掘り起こし及びマッチング速度向上に課題が残っている。これらの課題を踏まえ、開所日時や潜在保育士等の再就職支援等について、採用数の向上のための具体的な運営の工夫を示すこと。また、年間目標採用数を示すこと（参考資料「札幌市保育人材支援センター運営実績」）。

#### (4) 札幌市保育園ミーティングにおける参加者増加に向けた運営の工夫等

さぼ笑みの登録求職者数・保育事業者数が増加するなど相乗効果を生み出すため、「札幌市保育園ミーティング」として、「合同施設説明会・面接会」を実施している。より効果的な事業とするためには、さらなる集客（求職者）を図る必要がある。このため、運営方法、効果的な広報活動のあり方等を示すこと。

#### (5) 広報に関すること

さぼ笑みの運営は、まずは求職者に認知してもらい登録することからスタートするものであるため、認知度の向上、広報活動の充実が不可欠である。効果的・効率的な広報のあり方を示すこと。

#### (6) その他

潜在保育士の再就職支援に関する研修及び保育所等の事業者、施設長等に対する保育士等の就業継続に関する研修の企画内容、個人情報の保護について示すこと。

### 7 参加資格要件

本業務を効果的かつ効率的に実施することができる法人であり、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であり、かつその者を代理人、支配人、その他の使用人として使用する者でないこと。
- (2) 審査基準日の直前1年間において、1期の決算における製造、販売、請負等の実績高がある者。
- (3) 不渡手形又は不渡小切手を発行して、銀行当座取引を停止された者で、2年以上経過しない者でないこと。
- (4) 市区町村税又は消費税・地方消費税を滞納している者でないこと。
- (5) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第7条に規定する暴力団関係事業者ではないこと。
- (6) 令和7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、「大分類：一般サービス業」に登載され、かつ以下のアからウの要件を満たした者であること。
  - ア 同一の企画競争において、事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと。
  - イ 会社再生法による更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全でないこと。
  - ウ 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けていないこと。
- (7) 有料職業紹介事業所の許可を得ている者、または、令和8年4月1日までに有料職業紹介事業所の許可を得ることができる見込みがある者であること。

## 8 スケジュール案

	日 程	内 容
1	令和8年1月7日（水）	告示・ホームページ公開
2	1月8日（木） ～13日（火）	事業実施に関する質問の受付
3	1月16日（金）	事業実施に関する質問の回答
4	1月21日（水）	参加意向申出書提出期限
5	1月30日（金）	企画提案書提出期限
6	2月上旬～中旬	第2回実施委員会 ※提案者が6者以上の場合のみ ・企画提案書の書類審査
7	2月上旬～中旬	第3回実施委員会 ・企画提案者へのヒアリング及び提案評価
8	2月下旬	業者選定及び通知
9	3月上旬	契約締結

## 9 質問及び回答

### (1) 提出方法

様式2により下記「20 提出・問合せ先」あて電子メールで問い合わせること。  
電話や窓口での質問は受け付けない。

### (2) 受付期限

令和8年1月13日（火）17時00分（必着）

### (3) 回答

令和8年1月16日（金）以降、ホームページで公開する。回答の内容が質問者固有の提案事項に密接に関わる場合は、質問者に対してのみ回答する。なお、受付期限内に到着しなかった質問書については回答しない。

## 10 企画提案参加意向申出書の提出

### (1) 提出書類

企画提案参加意向申出書（様式1）1部

### (2) 提出期限

令和8年1月21日（水）17時00分（必着）

### (3) 提出方法

下記「20 提出・問合せ先」あて郵送又は持参

※郵送の場合は、送付後に到達を確認すること。

※直接提出する場合は、平日の9時00分～17時00分に持参すること。

※参加意向申出書の提出以降に参加を辞退する場合は、下記「20 提出・問合せ先」あて連絡すること。

## 11 企画提案書等の提出

### (1) 提出書類

	書類名	必要部数
ア	企画提案提出書（様式3）	1部
イ	競争入札参加資格認定通知書（写し）	1部
ウ	企画提案書 ・A4判（書式は自由、枚数は表紙・目次を除き片面20ページ以内）とする。 ・正本1部、副本8部	9部
エ	業務費用内訳書 ・A4判（書式及び枚数は自由）とする。	9部
オ	上記ウ及びエのPDFデータ（DVD等）	1部

### (2) 提出期限

令和8年1月30日（金）17時00分（必着）

### (3) 提出方法

下記「20 提出・問合せ先」あて郵送又は持参

※郵送の場合は、送付後に到達を確認すること。

※直接提出する場合は、平日の9時00分～17時00分に持参すること。

### (4) 留意事項

ア 提出書類等の作成及び提出に係る費用は申込者の負担とする。

イ 提出書類等に虚偽があった場合は失格とする。

ウ 提出のあった書類等は返却しない。

エ 同一の申込者からの複数の企画提案書の提出は認めない。

オ 審査の公正を期すため、企画提案書の副本には、会社名、住所、ロゴマーク等、参加者を特定できる表示を付さないこと。

## 12 選定方法

札幌市保育人材支援センター運営業務（令和8年～10年度）企画競争実施委員会（以下「実施委員会」という。）において、別添「評価項目及び評価基準表」により、総合的に審査し、最も優れた企画提案者を契約候補者として選定する。

### (1) 参加資格

「7 参加資格要件」に基づき確認を行う。

### (2) 書類審査

ア 企画提案者が6者以上となった場合は、提出された企画提案書に基づき実施委員会による書類審査のうえプレゼンテーション候補者を5者まで絞る。

イ 書類審査の結果は、確定後速やかに企画提案者全員に通知する。

### (3) 実施委員会によるヒアリング

下記のとおり、企画提案者によるプレゼンテーションに対するヒアリングを行い、契約候補者1者を選定する。

ア 会場は「20 提出・問合せ先」の会議室等で開催する。詳細は、別途通知する。

イ 出席者は3名以内とする。

ウ 持ち時間は35分（プレゼンテーション20分、質疑応答15分）程度とし、本市の指示した時刻から順次個別に行う。なお、当日の割当時間帯等の詳細は、別途通知する。

#### (4) その他

- ア 提案者が1者となった場合、実施委員会が定める最低評価基準点（総合得点の6割）を超えた場合のみ契約候補者として選定する。
- イ 実施委員会による採点が同点となった場合、委員全員の協議により契約候補者を選定する。
- ウ 選定した事業者には決定通知を、落選した事業者には落選通知を送付する。

### 13 契約

本業務の実際の業務内容は、企画提案書に基づき委託者と契約候補者による協議によって決定するため、企画提案書の内容がそのまま実際の業務内容とはならないことに留意すること。また、契約候補者が「7 参加資格要件」のいずれかに該当しないこととなった場合、契約を締結しない場合がある。契約候補者との協議が不調に終わった場合、実施委員会において次点とされた提案者と交渉する場合がある。

### 14 参加資格の喪失

企画提案者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで（契約候補者については契約を締結するまで）の間に、次のいずれかに該当した場合は、提出された企画提案に関する評価は行わず、又は契約候補者としての選定を取り消すこととする。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき
- (2) 提案書類に重大な不備や虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 不正な利益を図る目的で実施委員会の委員等と接触し、または、利害関係を有することとなったとき

### 15 失格事項

以下のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が本提案説明書及び各様式にて定めた内容に適合しなかった者
- (2) 審査の公平性を害する行為をおこなった者
- (3) その他、本提案説明書等に定める手続き、方法等を順守しない者

### 16 参加資格等についての申立て

本企画競争において参加資格を満たさない、または満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して10日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内にその理由等について書面により求めることができる。

### 17 評価についての申立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果の通知を受けた日の翌日から起算して3日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く）以内に、自らの評価について書面により疑義の申立てを行うことができる。

### 18 著作権等に関する事項

- (1) 企画案の著作権は、各企画提案者に帰属する。
- (2) 札幌市が本業務の実施に必要と認めるときは、企画案を札幌市が利用（必要な改変を含む。）することを許諾するものとする。この場合は、あらかじめ企画提案者

に通知するものとする。

- (3) 企画提案者は、札幌市に対し、企画提案者が企画を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (4) 企画提案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、企画提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ札幌市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

## 19 その他

- (1) 企画提案に係る一切の経費は参加者の負担とする。
- (2) 提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加を認めない。

## 20 提出・問合せ先

〒060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目 大通バスセンタービル1号館3階  
札幌市子ども未来局 子育て支援部 保育推進課 保育企画係 手塚、田村  
TEL:011-211-2346 FAX : 011-231-6221 E-mail:[hoiku-suishin@city.sapporo.jp](mailto:hoiku-suishin@city.sapporo.jp)

## 評価項目及び評価基準表

別添

評価基準点は、「5点：非常に優秀 4点：優秀 3点：普通 2点：やや劣る 1点：劣る」とし、「評価基準点×係数」により評価点を求めるものとする。なお、参加者が1者となった場合でも、別に定める最低基準点を超えた場合は契約候補者とする。

評価項目	評価内容	係数	評価点	
基本的認識 趣旨・背景の理解	札幌市における保育人材確保に関する取組や、保育士職等の処遇等の現状、課題等について理解し、企画内容はそれらに対する札幌市の取組内容を踏まえたものとなっているか。	×1	5	
業務遂行能力	計画性	4月1日の開設から、本業務が適切かつ円滑に実施できる内容になっているか。	×1	5
	組織体制	業務の遂行にあたり必要となる専門性を有した、適切な体制がとられているか。特に、「事業責任者(センター長)」「職業紹介責任者」「保育士再就職支援コーディネーター」「保育士キャリアアドバイザー」について、想定する人物、略歴が示され、事業効果を向上させるような人材を登用していると考えられるか。	×4	20
	業務実績	過去に同様の業務や事業に取り組んだ経験があり、十分な業務実績があるか。	×1	5
	引継ぎ	現行受託者との引継ぎについて、適切な実施方法が示されているか。また、受託期間終了時、次の受託者に対する引継ぎについて示されているか。	×1	5
運営の工夫及び年間目標採用数	運営の工夫	開所日時や潜在保育士等の再就職支援等について、採用数の向上のための具体的な運営の工夫、その根拠等が示されており、実際に効果が望めるような内容となっているか。	×3	15
	年間目標	年間目標採用数、その根拠が示されており、達成可能と見込めるか。	×2	10
保育園ミーティングの運営等	運営の工夫	参加者（求職者）を増やすための具体的な運営の工夫（広報を含めて）、その根拠等が示されており、実際に効果が望めるような内容となっているか。	×2	10
広報	効果	保育士等の求職者にとって さぼ笑みの認知度を向上させるような効果的・効率的な広報の方法が示されており、実際に効果が望めるような内容となっているか。	×2	10
その他	研修の企画①	潜在保育士の再就職支援に関する研修について、対象者のニーズに応じた、効果が見込める内容となっているか。	×1	5
	研修の企画②	保育所等の事業者、施設長等に対する保育士等の就業継続に関する研修について、対象者のニーズに応じた、効果が見込める内容となっているか。	×1	5
	個人情報の保護	「個人情報の保護に関する法律」等に沿った管理上の対策等が具体的に提案されているか。	×1	5
		合計	100	